

平成 14 年 8 月 23 日

農林水産省農林水産技術会議事務局
技術安全課 御中

社団法人 農林水産先端技術産業振興センター
会長 渡辺 格
107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号
三会堂ビル7階
電話 03-3586-8644

「遺伝子組換え農作物等の環境リスク管理に関する懇談会中間とりまとめ」
に対する意見

遺伝子組換え農作物等の利用に際して、リスク評価、リスク管理、リスク・コミュニケーションの3要素からなる「リスク分析」の考え方を、基本的な考え方として採用することを支持します。今後の制度化及びその運用に当たっては、以下の点を十分配慮され、具体化を進められるよう要望いたします。

1. 遺伝子組換え技術は、他の従来の産業技術と異なり、その開発初期段階から、安全性についてはガイドラインに基づいて十分な配慮のもとに進められてきた数少ない技術である。

世界の遺伝子組換え農作物の作付面積は5,000万ヘクタールを超えており、米国では大豆栽培面積の75%を遺伝子組換え品種が占めるに至っている。これら農作物については、食品、飼料としての安全性とともに、環境への安全性についても、各国でチェックがなされており、これまでに環境への悪影響が生じた事例は見出されていないことをも十分認識する必要がある。ただし、今後多種多様な遺伝子組換え農作物が開発されると予想され、食品、飼料の安全性とともに、環境への影響についても、十分なチェックが必要と考える。

2. 遺伝子組換え農作物の環境リスクの評価・管理は、あくまでも、雑草化や野生種の駆逐といった悪影響の防止のために行われるべきであり、遺伝子組換え農作物そのものを問題視すべきものではない。

3. 遺伝子組換え農作物の環境放出利用に伴う環境影響評価については、「農林水産分野等における組換え体利用のための指針」に基づき、平成14年6月25日までに、模擬的環境利用104件、開放系利用64件の安全性が確認されている。これら既存の具体的な事例の安全性確認のシステム、経過及びその有効性を十分考慮すべきである。

4. リスク評価については、「最新の科学的知見に基づき、遺伝子を導入する前の農作

物等と比較する現在の評価手法を基礎としつつ、リスクの内容や程度を可能な限り明らかにする観点から実施することが適切」(II-2-(2))との考え方を基本的に支持する。その上で、遺伝子組換え農作物の、利用形態、種、特性、近縁野生種やリスクを受けるおそれがある生物種の有無等、わが国の生態系や環境の実態をふまえて、科学的な知見に基づく必要な情報の集積と評価がなされることが重要である。過度のリスク評価・管理を事業者課することは、その費用を開発者、消費者の何れが被るにしても、組換え作物自体の経済価値を著しく損なうものであり、科学的に適切な範囲で実施すべきである。

5. リスク管理は、上の観点によるリスク評価の結果に基づき、リスクの程度に即して適切に行われるべきものであり、環境への悪影響のおそれを強調するあまり、過大な予防的措置を講ずることがないように運用することが肝要である。

現在、スターリンク問題に関連し、わが国で実用栽培の予定がない場合にも環境影響評価を行っている事例もあるが、モニタリング計画の提出については、このような場合に対する運用上の対応を考慮することも必要である。

6. 「意図せざる混入」についても、一律に処理すべきものでなく、当該遺伝子組換え農作物の性質や我が国の環境条件との関係等に即して判断すべきである。

すなわち、「我が国の環境への悪影響の可能性が極めて低く、国内流通を認めてよいケースがあれば、あらかじめ、これに該当するケースと、その場合に許容される混入の上限(許容率)を定めておくこと」(III-3-(3)-エ)は実態上極めて妥当かつ重要である。

例えば、最近栽培用種子への混入が指摘されたトウモロコシの場合は、従来の栽培品種においても種子純度100%を達成することは不可能であり、したがって、遺伝子組換え農作物種子の意図せざる少量混入を防ぐことは現実問題として不可能である。一方、トウモロコシには我が国に交雑可能な近縁野生種が存在せず、これまでの栽培の歴史から環境リスクが極めて低いと考えられる。このように環境リスクが極めて低く、栽培国で環境リスク評価が終了し栽培が認められている場合には、我が国において環境リスクの評価が終了していなくても、混入に関して一定の許容率を設けるなどの現実に即した対応が必要と考える。

ただし、我が国に交雑可能な近縁野生種が存在し、宿主作物の栽培に関する知見がない等、環境リスクが特定できていない農作物等については、慎重な対応が必要と考える。

7. 遺伝子組換え農作物については、安全、安心の観点から正確な情報提供やコミュニケーション活動等のPA事業、リスク管理等に関する調査研究を積極的に進めることが必要である。一方で、消費者が、断片的な情報や先入観にとらわれることなく、科学的見地から正しい理解に努めることも必要である。リスク・コミュニケーションは、想定される環境リスクだけではなく、リスク評価の結果や、便益、農作物栽培、我が国の農業・食料事情等についてのわかりやすい情報も提供され、相互に意見交換がなされることが大切である。

環境リスクの可能性が新たに示唆された場合は、それについて速やかに報告がなされるべきであるが、その際は、リスク評価・リスク管理措置についての情報提供を適時行い、不必要に人々の懸念が増大することがないように措置を構ることが必要と考える。

8．環境リスク管理に際しては、今後の科学的知見の蓄積に応じて柔軟な対応が取られるべきである。とくに同一遺伝子の組換え農作物、或いは同一作物については、その実績の集積に応じて、評価項目の変更を行うなどの対応が妥当と考える。

9．遺伝子組換え農作物については、国際的にも関心が高く、環境への悪影響防止の観点からも様々な検討や議論が行われている。法制化に当たっては、このような動向にも十分配慮する必要がある。

なお、今回、4省から、それぞれに小委員会、懇談会の中間報告がなされておりますが、法制化、制度の運用に当たっては、相互に十分に調整をはかれ、手続き等が煩瑣になることのないよう強く希望します。

以 上